

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（公益社団法人西宮市シルバー人材センター）、出資団体監査（一般財団法人西宮市都市整備公社）及び指定管理者監査（株式会社キャンフォラ）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成30年7月4日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	長谷川 久美子

付 記

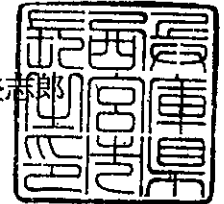
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成29年11月21日	平成29年11月22日	平成30年5月31日
公益社団法人 西宮市シルバー人材センター	平成29年11月21日	平成29年11月22日	平成30年5月31日
一般財団法人 西宮市都市整備公社	平成29年11月21日	平成29年11月22日	平成30年5月17日
株式会社キャンフォラ	平成29年11月21日	平成29年11月22日	平成30年5月15日
措置の内容	別紙のとおり		



西政総発 第 6 号  
平成 30 年 5 月 17 日

西宮市監査委員	亀井 健	様
同	鈴木 雅一	様
同	野口 あけみ	様
同	山口 英治	様

西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり通知します。

- |   |          |                                 |
|---|----------|---------------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 政策局                             |
| 2 | 監査結果報告名  | 出資団体監査結果報告<br>(一般財団法人西宮市都市整備公社) |
| 3 | 監査結果提出日  | 平成 29 年 11 月 21 日報告監第 15 号      |
| 4 | 措置状況     | 別紙のとおり                          |

出資団体監査報告書に基づき講じた措置  
(平成 29 年 11 月 21 日付報告監第 15 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-14

6 事務処理等の状況

- ① 嘱託職員の時間外勤務で、割増の適用に誤りがあるもの

葬祭事務所の嘱託職員に係る時間外勤務で、1 週間の合計勤務時間のうち 40 時間を  
超えた部分に割増率を適用して支給していますが、その合計勤務時間の計算に誤りが  
見られました。

(講じた措置)

超過勤務命令簿を再度計算して合計勤務時間の訂正を行い、支給済み金額と本来支給す  
べき金額との差額について返還及び追加支給を行いました。

今後は計算誤りのないよう適正な事務処理に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-15

6 事務処理等の状況

- ② 納品書のないものや、受領日の記入、受領者の記名または押印のないもの

消耗品などの購入において、納品時に品物の仕様や数量などを受領者が確認し、所  
属長の検収においてさらに確認することにより、適正な予算執行を確保することが可  
能となります。

(講じた措置)

今後、消耗品などの購入において、納品書の受理、受領日の記入、受領者の記名または  
押印を徹底いたします。また、所属長の検収によりさらに確認を行い、適正な予算執行の  
確保に努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-15

6 事務処理等の状況

- ③ 委託業務の契約方法に整理が必要なもの

被災者支援システムに関する委託業務については、サポートセンター受付業務を派  
遣契約で、機能拡張等改修業務を業務委託契約で実施されていますが、派遣職員が改  
修業務の業務従事者にもなっています。派遣職員が就業時間中に別の業務を行って  
いるような疑義が生じることとなりますので、契約方法の整理を検討してください。

(講じた措置)

平成29年度のシステム改修業務を実施した際には、当初の派遣契約に対して改修業務を担当する派遣職員を増員する内容を追加し、契約変更をすることで実施しました。今後も、適切な契約方法により業務を実施してまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-15

7 む す び

このように公社を取巻く環境が大きく変化する中、職員が派遣され市の援助を受けている公社が指定管理業務を行うことについて、また、収益事業で使用する駐車場等の賃借料を市が無償としていることについて指摘がなされてきました。このため、市からは29年3月に斎場の管理以外の指定管理業務には応募しないなどの事業見直し方針が提示され、公社の事業が縮小し、収益の大幅な減少が見込まれています。

このことから、今後、事業実施にあたっては、その継続の必要性や市の施策との関連を考慮したうえで、公益性の高い事業を効果的に執行するとともに、人員や組織面における簡素で効率的な事務執行体制づくりなどにより、一層経営の健全化に努めてください。

(講じた措置)

平成30年度から、西宮市の事業見直し方針に基づき組織体制及び人員を縮小いたしました。

今後も引き続き、西宮市総合計画の目標とする文教住宅都市実現の主旨にのっとり、地域的特性を生かした土地の合理的利用、都市環境の整備事業及び地域情報化事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与することを目的とし、公益性の高い事業を効果的に執行するとともに、経営の健全化に努めてまいります。